

# 全議員による予算決算議案審査(分科会を活用)の流れ

## 1 議会運営委員会

- 定例会の運営について協議・決定

## 2 本会議

- ① 予算決算を審査する委員会の設置
- ② 予算決算を審査する委員会委員の選任
- ③ 委員会へ議案を付託

## 3 予算決算を審査する委員会(全体会) ※ 委員は議長を除く全議員

- ① 正副委員長の互選
- ② 分科会の設置
- ③ 分科会委員の選任
- ④ 分科会の審査範囲を決定
- ⑤ 本会議から付託された議案を分科会へ付託

## 4 分科会 (総務・経済建設・民生分科会) ※ 委員は常任委員会と同じ

- ① 論点整理
- ② 所管部分を詳細審査
- ③ 委員間討議
- ④ 分科会としての審査結果(賛否態度)取りまとめ

## 5 予算決算を審査する委員会(全体会) ※ 委員は議長を除く全議員

- ① 分科会責任者の審査結果報告
- ② 報告への質疑
- ③ 採決

## 6 本会議

- ① 委員長報告
- ② 報告への質疑
- ③ 討論
- ④ 採決

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○本会議			
(委員会の設置)	委員会形態	本来、常任委員会として設置するべきだが、その場合条例改正を伴う。	○ 特別委員会として試行で設置し、検証の上、常任委員会化を図る。
	委員会の名称	—	(調整中)
	委員会構成	決算審査における議会選出監査委員の取扱について検討が必要。	○ 分科会審査時、退席することとする。
(議案を付託)	委員会の所管(付託議案)	予算議案と関連議案を分けて付託すると、一体的審査ができなくなる。	(調整中)
○予算決算委員会(分科会審査前)			
(正副互選)	開会場所	全議員が出席できる会議室の確保が必要になる。	○ 議場で開催する。
	配置	委員席等を検討する必要がある。	(調整中)
	正副委員長の選任	常任委員会であれば、2年の任期において初回の委員会で正副委員長を選任すればよいが、特別委員会として試行する際は、定例会毎に正副委員長を選任する必要がある。	(調整中)
(分科会の設置)	分科会の名称	—	○ 総務分科会・経済建設分科会・民生分科会
(分科会委員の選任)	分科会構成員	—	○ 分科会に対応する常任委員会委員を充てる。
(分科会の審査範囲決定)	分科会の所管	—	総務分科会—総務常任委員会が所管する部局 ○ 経済建設分科会—経済建設常任委員会が所管する部局 民生分科会—民生常任委員会が所管する部局
	資料要求	—	○ 議員個人の議案精査および論点整理を行う。
	理事者の出席	理事者の説明の必要がないことから、委員会への出席の必要性を検討する必要がある。	○ 理事者の出席を求めない。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
○分科会			
(分科会委員長の選任)	開催場所および配置	—	○ 各常任委員会室
	運営責任者の名称と選任	—	(調整中)
	分科会責任者の職務	—	○ 分科会の招集、議事の整理、秩序保持、委員会への審査報告
(所管部分を詳細審査) (論点整理)	論点(議案の疑義)申し出	当初予算や決算審査時は、審査の範囲が広いので、当日口頭での論点整理が難しくなることが予想される。	(調整中)
	資料要求	分科会としての資料要求について、検討する必要がある。	○ 分科会の決定により、分科会運営責任者が理事者に確認の上、事実上の行為として要求することを容認する。
(質疑)	各委員の質疑時間を公平にする仕組み	限られた日程の中で、各委員の発言の公平性を確保した上で、効率的な審査を行うための仕組みが必要である。	(調整中)
(討論) (審査結果)	分科会の採決	分科会に付託されるのは議案の一部であり、採決をしてもその結果は分科会の意見にすぎないことから、通例採決はできない。	○ 議案の賛否を分科会の意見として委員会に報告する。
	分科会の継続審査	分科会が継続審査とすることはできない。	○ 分科会の意見が継続審査であれば、委員会で協議することになる。
	分科会での修正	分科会は修正案を採決できない。	○ 修正案を採決することはできないが、協議することはできる。 修正案は、委員として委員会に提出することができる。
	分科会審査報告書	—	○ 委員会審査報告書に準じた内容とする。
	分科会の出席説明員	—	○ 常任委員会と同じ

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事項	検討する上での課題	対応案
	分科会の定足数	分科会は会議体の1つであり、定足数を確保する必要がある。	○ 分科会では分科会定数の半数以上とする。
	分科会の公開	—	○ 分科会は公開、ただし分科会の決定により秘密会を開くことができる。
	分科会の傍聴	—	○ 常任委員会の傍聴と同様とする。
	分科会の会議録	—	○ 分科会委員長は、議会事務局の職員に会議の概要、出席委員の指名等必要な事項を記載した記録を作成させる。
	分科会会議録の保全年限	—	○ 永年保存とする。
○予決算常任委員会（分科会審査後）			
(分科会運営責任者報告)	開催場所	全議員が出席できる会議室の確保が必要になる。	○ 議場
(報告への質疑)	配置	委員長報告、報告への質疑、答弁をどこで行うか検討する必要がある。	(調整中)
(採決)			
(質疑)	総括質疑	総括質疑とは、議会に付する案件（事件）を一括して議題とし、疑義を質す場合、議題とされた全事件に対する疑義を同一議員が全部述べ、その後提出者から答弁を求める質疑の方法とされている。 しかし、当市議会では、市長へ質疑することが総括質疑と認識されている。	(調整中)
	理事者の出席	現状では採決時に説明の必要がない理事者の出席を求めている。	○ 理事者の出席を求めない。

予算決算常任委員会の設置(分科会を活用)について

審査の流れ	事 項	検討する上での課題	対応案
○本会議			
(委員長報告) (報告への質疑) (討論) (採決)	報告内容	全議員で分科会審査報告を受けており、同じ内容を繰り返すことになることから、工夫が必要である。	○ 報告内容は、簡素なものとし、主に審査結果とする。